津山市一般廃棄物処理基本計画 概要版



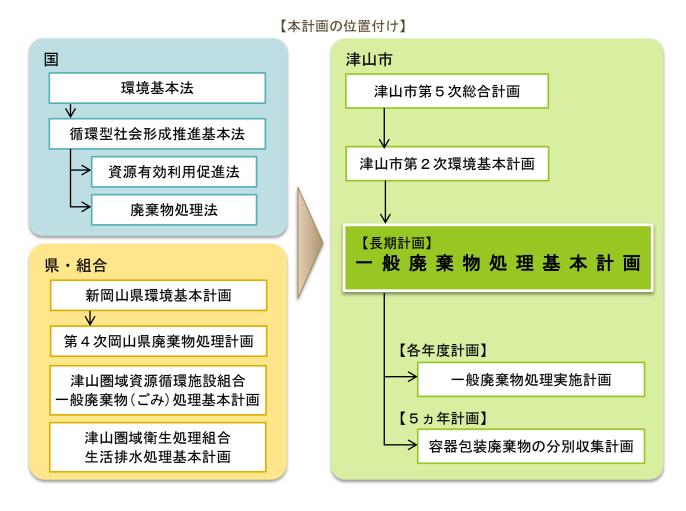
津山市

計画の基本的事項

■計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」といいます。) 第6条第1項の規定により、市域内の一般廃棄物の処理に関する方針等を示す法定計画です。

策定にあたっては、上位計画である「津山市第5次総合計画」や「津山市第2次環境基本計画」 等と整合を図り、本市におけるごみの排出抑制から最終処分に至るまで、適正な処理を行ってい くための基本的な方向性を定めるものとします。



■計画期間及び目標年度

本計画の計画期間は、本市の最上位計画である津山市第5次総合計画の計画期間に合わせ、平成29年度を初年度とした9年間とし、平成33年度を中間目標年度、平成37年度を最終目標年度として設定します。

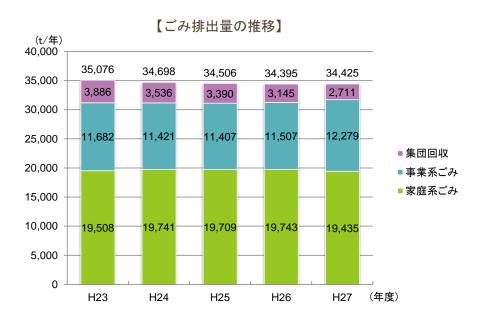
年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
計画期間・目標	計画策定	初年度				中間目標年度				最終目標年度

ごみ処理基本計画

■ごみ処理に関する現況と今後の課題

ごみ排出量の現況

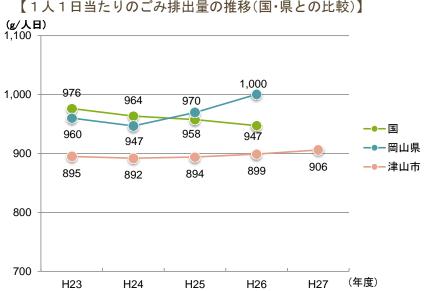
ごみ総排出量は、平成23年度以降わずかに減少傾向をたどっていましたが、平成27年 度実績は 34,425 t となり、増加に転じています。区分別に見ると、家庭系ごみは微増から 減少傾向、事業系ごみは横ばいから増加傾向、集団回収は減少傾向をたどっています。



1人1日当たりのごみ排出量の現況

1人1日当たりのごみ排出量は、平成23年度以降横ばい傾向をたどっていましたが、平 成 27 年度実績は 906g/人日となり、増加に転じています。区分別に見ると、家庭系ごみは 平成 26 年度まで増加傾向を示したのち減少に転じており、事業系ごみは増加傾向、集団回 収は減少傾向をたどっています。

国及び岡山県と比較すると、いずれの実績においても下回っています。



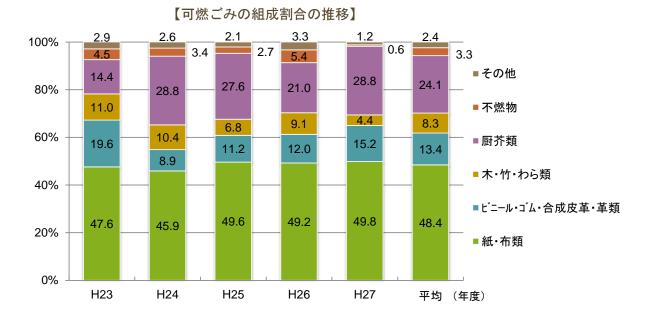
2

【1人1日当たりのごみ排出量の推移(国・県との比較)】

3 可燃ごみの性状の現況

平成 23 年度から平成 27 年度における組成割合の平均を見ると、紙・布類(48.4%)、 厨芥類(24.1%)、ビニール・ゴム・合成皮革・革類(13.4%)の順に高い割合を占めています。

水分・灰分・可燃分を見ると、水分が52.0%となっています。



【水分・灰分・可燃分の推移】 100% 80% 39.7 42.4 42.6 41.1 42.6 47.1 ■可燃分 60% 4.2 6.8 4.5 6.9 5.5 4.9 ■灰分 40% ■水分 56.1 53.0 52.2 52.0 50.7 48.1 20% 0% H23 H24 H25 H26 H27 平均 (年度)

4 ごみ処理施設の現況

本市域から排出されたごみは、津山圏域資源循環施設組合が管理する津山圏域クリーンセンターで処理されています。

熱回収施設では、可燃ごみ及びリサイクル施設で発生した可燃性残渣の焼却が行われており、焼却灰はセメント原料として資源化されています。また、ごみの焼却で発生した熱エネルギーを利用して蒸気タービン発電が行われており、発電した電気は施設内で利用され、余剰電気は売電されています。

リサイクル施設では、粗大ごみや不燃ごみの破砕選別による資源回収、分別収集された資源ごみの選別等が行われています。

中間処理によって生じた不燃性残渣は、津山圏域資源循環施設組合が管理する津山圏域クリーンセンターで埋立処分されています。





5 ごみ処理に関する今後の課題

	項目	内容
	ごみ排出量	· ごみ総排出量は平成 27 年度 34,425t/年、わずかに減少傾向から増加
		・ 家庭系ごみは微増から減少、事業系ごみは横ばいから増加、集団回収
		は減少傾向
現	1人1日当たりの	平成27年度906 g/人日、横ばいから増加傾向
況	ごみ排出量	・ 国及び岡山県の値を下回っている(平成 26 年度実績の比較)
	可燃ごみの性状	・ 紙・布類 48.4%、厨芥類 24.1%、ビニール・ゴム・革類 13.4%(上位3つ)
	ごみ処理施設	・ 平成28年3月より、津山圏域クリーンセンター 熱回収施設、リサイクル
		施設が稼働開始
		・ 平成 28 年4月より、津山圏域クリーンセンター 最終処分場が稼働開始

	項目	内容
	発生•排出抑制	・ これまでと同様に発生抑制の取組推進が必要
	資源化	・ 可燃ごみの性状から、可燃ごみへの資源物の混入防止(分別の推進)
課		に向けた取組が必要
題	収集•運搬	・ 廃棄物処理を安定的・継続的に行う収集運搬体制の構築が必要
	中間処理	・ 津山圏域資源循環施設組合と連携し、安全かつ適正な処理を図ってい
		くことが必要
	最終処分	・ 最終処分場の残余容量確保に向けた埋立量の低減が必要

■基本理念・基本方針

1 基本理念

本計画では**「市民・事業者・市民団体・行政が協働して創る循環型のまちづくり」**を基本理 念として、ごみ処理施策を推進します。

長年の懸案であった津山圏域クリーンセンターが完成し稼働したことを契機に、循環型社会の実現に向けて、平成28年4月から市内のごみ分別やリサイクルのしくみを統一するなど、より一層の取組を進めています。

平成7年のごみ非常事態宣言の発令以降、全国平均及び岡山県平均より高い水準のごみの減量化が図られていますが、今後も安全で安定的なごみ処理を推進するため、市民・事業者・市民団体・行政との協働により、ごみの減量化・リサイクル、環境に配慮したライフスタイルへの転換を推進していきます。

2 基本方針

基本理念の実現に向けて、以下の基本方針のもと、各種施策の展開を図っていきます。

基本方針 1 ごみの発生抑制・再利用の推進

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルは、便利さとともに環境問題や資源の枯渇を引き起こします。このため、環境負荷の低減に向けて、ごみとなるものをなるべく出さない発生抑制・再利用の取組を推進します。

基本方針2 ごみのリサイクルの推進

資源の有効な利用や、ごみ排出量の削減によるクリーンセンターへの負荷低減及び適正処理に向けて、ごみと資源化可能なものの分別や、資源ごみの円滑なリサイクルに向けた排出環境の整備を推進します。

基本方針3 市民・事業者・市民団体・行政の協働

循環型社会の構築を図っていくには、各主体が協働して3Rに取り組む必要があり、そのためにはごみに関する情報を共有し、それぞれの役割を担う必要があります。

このため、3Rの取組や市のごみ処理状況などに関する情報の発信を推進します。

基本方針4 適正かつ安全・安心な廃棄物処理の推進

生活環境の保全に向けて、廃棄物の適正かつ安全・安心な処理を推進します。

■目標の設定

目標値は、「1人1日当たりのごみ排出量」及び「リサイクル率」について設定します。

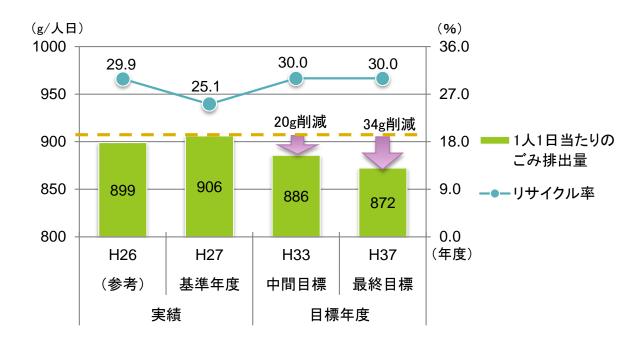
「1人1日当たりのごみ排出量」は上位計画である「津山市第5次総合計画」及び「津山市第2次環境基本計画」、「リサイクル率」は津山圏域資源循環施設組合の「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」における目標値と整合を図った設定を行いました。

また、普及啓発に係る取組指標として、「津山市第2次環境基本計画」に掲げている「市の出 前講座の年間の参加者数」を設定しました。

年度		実	績	目標年度		
		(参考)	基準年度	中間目標	最終目標	
項目		H26	H27	H33	H37	
1人1日当たりのごみ排出量 ^{※1}	g/人日	899	906	886	872	
リサイクル率 ^{*2}	%	29. 9	25. 1 ^{**3}	30. 0	30. 0	
【普及啓発に係る取組指標】 市の出前講座の年間参加者数	人	(基準年度) 180	(参考) 3, 903 ^{※4}	252	300	

【中間目標・最終目標年度における目標値】

- ※1 1人1日当たりのごみ排出量:家庭系ごみ、事業系ごみ及び集団回収量の合計重量を、住基人口と年間日数で除して算出したものです。
- ※2 リサイクル率: 1年間のごみ処理量と集団回収量の合計に対する、リサイクルした量の割合のことです。
- ※3 平成27年度のリサイクル率は、可燃ごみの一部が津山圏域クリーンセンターで処理されたことによる焼却灰の減容 化等の要因によって、平成26年度よりも減少しています。
- ※4 平成27年度は、ごみの分別区分の全市統一に伴い、分別に関する出前講座を多数回開催したため、年間参加者数が 通常年度よりも著しく多くなっていることから、平成26年度を基準とします。



■施策の体系

基本理念の実現に向けて、4つの基本方針に基づく施策展開を図ります。

【	↘方針1 ごみの発生抑制・再利用の推進	≦ 】						
	(1) 生ごみの減量化の推進	生ごみの水切りの推進						
		生ごみ処理機・処理容器の普及推進						
	(2) ライフスタイルの転換の推進	マイバッグ持参運動の推進						
		ごみとなるものを元から減らす意識の啓発						
	(3) 家庭ごみ有料指定袋制度の継続							
	(4) リユース活動の支援	リサイクルプラザの活用						
		民間事業者のリユースの活用						
	(5) イベントごみの発生抑制							
【基本	太方針2 ごみのリサイクルの推進】							
	(1) 集団回収・拠点回収等の推進	古紙リサイクルの推進						
		集団回収(廃品回収)の推進						
		町内リサイクルの推進						
		青空リサイクルプラザの実施						
		店頭回収・拠点回収の推進						
		使用済み小型家電のリサイクルの推進						
	(2) 家庭系ごみの分別排出の推進	紙・布類の分別の推進						
		ごみ適正排出の推進						
		集合住宅を対象とした分別対策						
	(3) 事業系ごみの資源化の推進							
	(4) 事業系ごみの適正排出の推進	事業系ごみの分け方・出し方に関する情報発信						
		津山圏域クリーンセンターにおけるごみの搬入点検						
【基本	【基本方針3 市民・事業者・市民団体・行政の協働】							
	(1) 市民・事業者・市民団体・行政の役割							
	(2) 津山圏域資源循環施設組合との連携・協力							
	(3) 広報やイベント等を活用した普及啓発							
	(4) 出前講座・施設見学受入等の推進							
	(5) リサイクル推進委員との連携							
【基本	大針4 適正かつ安全・安心な廃棄物処	1理の推進】						
	(1) 津山市一般廃棄物処理業者の許可の適正位	<u>(</u> L						
	(2) 既存施設の適正管理							
	(3) 不法投棄対策							
	(4) 災害時の廃棄物処理対策							
	(5) 廃家電、廃パソコンのリサイクルに関する普及	及啓発						
	(6) 適正処理困難物に対する対処方針							
	(7) 高齢者等に対するごみ収集の推進							

■具体的施策

基本方針 1 ごみの発生抑制・再利用の推進

①生ごみの減量化の推進

生ごみの水切りの方法や意義、効果について、普及啓発を行います。

また、生ごみ処理機・処理容器の普及を 推進します。

②ライフスタイルの転換の推進

岡山県統一ノーレジ袋デーの啓発等に より、マイバッグ持参運動を推進します。 また、生活の中でごみとなるものをなる べく買わない取組等を推進します。

③家庭ごみ有料指定袋制度の継続

家庭ごみ有料指定袋制度を継続し、ごみ 減量化やリサイクルに関する意識づけを 図ります。指定ごみ袋の歳入は、ごみ減量 化やリサイクル関連費に活用します。

④リユース活動の支援

津山圏域クリーンセンターのリサイク ルプラザにあるリユースコーナー等に関 する情報提供を行い、リユースの取組の浸 透を推進します。

⑤イベントごみの発生抑制

「ごみゼロイベント3原則」を推進するとともに、主催者に対してイベントごみの発生抑制・適正処理を啓発します。

ごみゼロイベント3原則

- 1 ごみ処理計画を立てる責任者を決める
- 2 徹底的に再利用とリサイクル
- 3 持ち込みごみは持ち帰ってもらう

基本方針2 ごみのリサイクルの推進

①集団回収・拠点回収等の推進

古紙リサイクル、集団回収(廃品回収)、 町内リサイクル、青空リサイクルプラザ などの各種資源回収を推進します。

また、使用済み小型家電リサイクルの 対象品目や回収場所等について情報提供 を行い、小型家電回収ボックスの利用者 の拡大を推進します。

②家庭系ごみの分別排出の推進

可燃ごみに含まれるリサイクル可能な 紙・布類を資源ごみとして排出するなど の普及啓発に取り組みます。

また、集合住宅を対象とした分別対策に取り組みます。

③事業系ごみの資源化の推進

事業系ごみに含まれる資源ごみについて、資源化事業者に関する情報提供を行うとともに、資源化ルートの構築について検討し、資源化を推進します。

④事業系ごみの適正排出の推進

「事業系ごみの分け方・出し方(減量化・資源化マニュアル)」を活用し、3Rの具体的取組について情報発信を行うとともに、津山圏域資源循環施設組合及び津山圏域クリーンセンターの管理・運営会社と協力し、不適正廃棄物の搬入抑制に努めます。

基本方針3 市民・事業者・市民団体・行政の協働

①市民・事業者・市民団体・行政の役割

市民・事業者・市民団体・市は、それぞれの役割のもとで協働し、ごみの減量化・ 資源化に努めます。 ②津山圏域資源循環施設組合との連携・ 協力

津山圏域資源循環組合と連携・協力し、 津山圏域クリーンセンターにおける適正 処理について広報・啓発します。

③広報やイベント等を活用した普及啓発

広報やごみゼロ新聞を中心とした情報 発信を行い、3 Rの取組に関する普及啓発 を図ります。

④出前講座・施設見学受入等の推進

町内会などからの依頼に応じて、ごみの 分別や出し方に関する出前講座を行うと ともに、津山圏域クリーンセンターでの施 設見学や環境学習を推進します。

⑤リサイクル推進員との連携

各町内会から選出されたリサイクル推進委員を対象とした研修会を開催することで、3Rの取組の推進に向けて、地域との連携を図ります。



基本方針4 適正かつ安全・安心な廃棄物処理の推進

①津山市一般廃棄物処理業者の許可の 適正化

現行の許可業者による適正な収集運搬 が確保できるものと考えられることから、 現状においては原則として新規許可は行 わないものとします。

②既存施設の適正管理

津山市一般廃棄物最終処分場の適正管理に努めるとともに、旧ごみ焼却施設の解体にあたっては、環境配慮に努めます。

③不法投棄対策

啓発看板の設置や広報を利用した啓発 活動によって、不法投棄の未然防止を図る とともに、早期発見、早期対策に向けて、 市職員による定期的なパトロールを行い ます。

④災害時の廃棄物処理対策

「津山市地域防災計画」に基づき、周辺 市町村・岡山県との連携による応急体制な ど、災害発生時の対応に向けた災害廃棄物 処理計画の策定について検討します。

⑤廃家電、廃パソコンのリサイクルに 関する普及啓発

家電4品目やその他の廃家電、廃パソコンについて、関係機関と連携し、各種法律で義務づけられている正しい排出方法に関する普及啓発を行います。

⑥適正処理困難物に対する対処方針

適正処理困難物については、「岡山県適 正処理困難指定廃棄物対策協議会」と連携 し、適正処理を推進していきます。

⑦高齢者等に対するごみ収集の推進

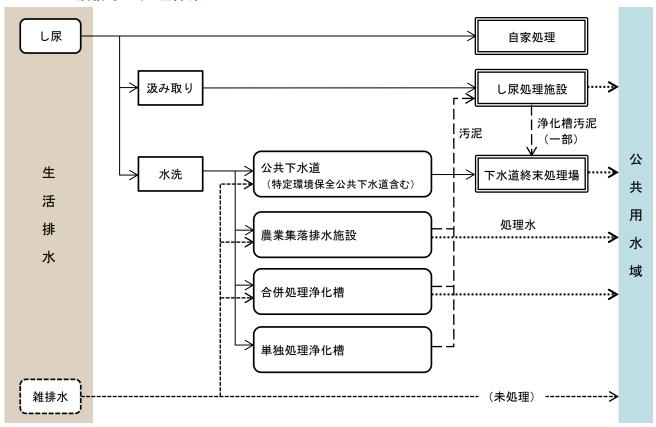
高齢や身体障害などの理由によってご みステーションへのごみの排出が困難な 世帯に対し、関係機関と連携を図りなが ら、戸別収集を行うなど利便性の向上を図 ります。



生活排水処理基本計画

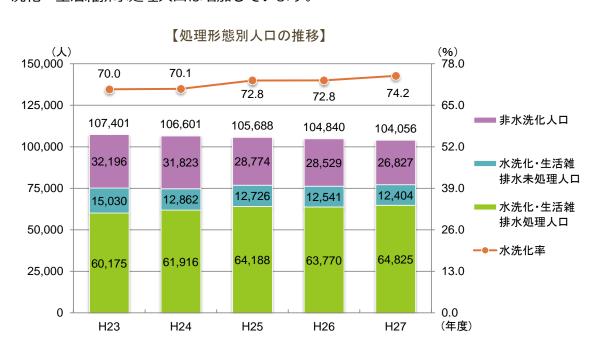
■生活排水処理に関する現況と今後の課題

1 生活排水の処理体系



2 処理形態別人口の現況

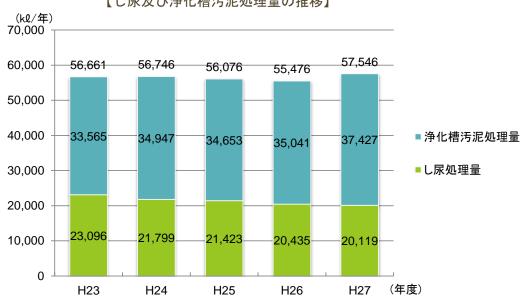
生活排水処理形態別人口の推移を見ると、公共下水道及び合併処理浄化槽の普及に伴い水 洗化・生活雑排水処理人口は増加しています。



3 し尿及び浄化槽汚泥処理量の現況

汲み取りからのし尿処理量は、公共下水道や農業集落排水への接続、合併処理浄化槽への 転換に伴い、汲み取り式便所の利用者数が減少しているため、減少傾向となっています。

一方、浄化槽汚泥は、合併・単独処理浄化槽及び農業集落排水施設から発生する汚泥の総量であり、合併処理浄化槽人口の増加に伴い増加傾向となっています。



【し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移】

4 生活排水処理に関する今後の課題

	項目		内容
現	処理形態別人口		公共下水道及び合併処理浄化槽の普及に伴い、水洗化・生活雑排水
			処理人口は増加
況	し尿及び浄化槽		汲み取り式便所の利用者数減少に伴い、し尿処理量は減少傾向
	汚泥の推移	•	合併処理浄化槽人口の増加に伴い、浄化槽汚泥処理量は増加傾向

	項目	内容					
	汚水処理人口	公共下水道区域内における下水道接続の促進が必要					
	普及率の向上	・ 公共下水道区域外における合併処理浄化槽への転換・設置の促進が					
課		必要					
題	合併処理浄化槽	- 岡山県及び関係機関と連携し、浄化槽の適正管理の啓発推進が必要					
	の適正管理						
	し尿処理施設の	・ 現有施設の老朽化により処理が困難となっているため、施設の更新					
	更新	が必要					

■基本理念・基本方針

1 基本理念

本計画では**「心地よく生活できる環境づくりと水環境の保全」**を基本理念として、生活排 水処理施策を推進します。

生活排水の適切な処理により、衛生的な生活環境の確保や河川の水質保全を図り、市民の 安全で快適なくらしに大きく貢献していきます。

2 基本方針

本市の生活排水処理に関する基本方針は次のとおりです。

基本方針 1 公共下水道等の整備の促進

快適で健全な水環境の保全を図るためには、生活排水を適切に処理し、汚濁負荷を低減する必要があります。このため、「津山市下水道中期ビジョン」に基づき、計画的な公共下水道の整備を促進するとともに、整備が完了している区域内の未接続世帯に対して、公共下水道への早期接続を働きかけます。また、その他の区域の世帯に対しては、津山市合併処理浄化槽設置整備事業補助により、合併処理浄化槽への転換を促進します。

農業集落排水については、全ての整備を完了しているため、公共下水道と同様に未接続世帯に対して早期接続を働きかけます。

基本方針2 生活排水処理施設の適正管理

快適で健全な水環境の保全を図るため、生活排水処理施設の維持管理の適正化を推進します。また、合併処理浄化槽については、適正な維持管理を図っていくため、岡山県及び関係機関と連携し、設置者である市民・事業者に対して、浄化槽に関する正しい知識の普及啓発を推進します。

単独処理浄化槽については、公共下水道等や合併処理浄化槽への転換を推進します。

基本方針3 し尿処理施設の適正な管理・運営

し尿や浄化槽汚泥、農業集落排水汚泥については、継続して津山圏域衛生処理センターで 処理を行い、水環境の保全が図られるよう、施設の適正な管理・運営を行います。



■目標の設定

公共下水道計画区域においては、基本方針に沿って計画的に整備を進めるとともに、公共下水 道及び農業集落排水ともに、未接続世帯の接続を促進します。

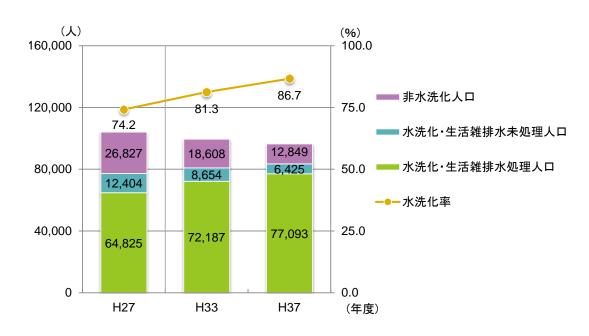
公共下水道及び農業集落排水の計画区域外においては、合併処理浄化槽の設置を促進することで、全市域において水洗化を進め、生活排水の未処理放流を減少させていきます。

目標値は公共下水道整備計画との整合を図り、水洗化率を指標として、以下の通り設定します。

【目標年度における目標値】

項目	年度	基準年度 H27	目標年度 H37
水洗化率*	%	74. 2	86. 7

※ 水洗化率:行政区域内人口に対する公共下水道人口、農業集落排水人口、合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口の割合(各年度10月1日時点)





■し尿・浄化槽汚泥処理計画

1 収集運搬計画

し尿・浄化槽汚泥の収集及び津山圏域衛生処理センターへの運搬は、現行どおり許可業者 により行います。

本市の今後のし尿及び浄化槽汚泥処理量は、既存の許可業者の積載能力及び運搬実績を上回る見込みはなく、現行の許可業者による適正な収集運搬が確保できるものと考えられることから、現状においては原則として新規許可は行わないものとします。

2 処理計画

し尿・浄化槽汚泥の処理は、津山圏域衛生処理センターにより適正に行います。

3 し尿処理施設の維持管理

津山圏域衛生処理センターは、供用開始から30年以上が経過し、施設が老朽化してきたことに加え、し尿・浄化槽汚泥の搬入量は計画処理量に対して120%程度となっており、浄化槽汚泥の一部を隣接する下水道終末処理場に移送するなどの対応が図られています。このため、適正な処理の確保に向けて、将来的な処理の安定性や浄化槽汚泥混入割合の増加に対応した施設更新に取り組んでいます。

安定的な処理体制の確保のため、津山圏域衛生処理組合と連携し、適正な管理・運営を行います。





津山市一般廃棄物処理基本計画 概要版 (平成 29 年 3 月策定)

発行 津山市環境福祉部 環境事業課

住所 〒708-8501 岡山県津山市山北 520 番地

電話 (0868) 22-8255 FAX (0868) 32-2093